

総務財政委員会
令和2年5月12日
区民部 資料1番
所管 戸籍住民課

特別定額給付金事業について

1 目的

令和2年4月20日「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定されたことを踏まえ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計の支援を行う。

2 給付対象者

- (1) 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
- (2) 配偶者からの暴力を理由に避難している方等

3 受給権者

- (1) その者の属する世帯の世帯主の方
- (2) 配偶者からの暴力を理由に避難している方

4 給付額

世帯構成員1人につき10万円として算出される額

5 申請方法

感染拡大防止の観点から、郵送申請方式と、オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）を基本とします。

6 給付方法

原則として申請者（世帯主）の本人名義の銀行口座への振込みにより行います。

(参考情報)

	世帯数	人口	外国籍人口
基準日現在	401,605	738,458	25,354